

美しい森林づくり推進国民運動の展開

3

・間伐等の保育を適切に実施するとともに、長伐期化、広葉樹林化等多様な森林づくりを推進。

現 状

○地球温暖化防止森林吸収源対策

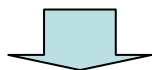
森林吸収目標1300万炭素トンの達成のためには、H19から6年間毎年20万ha(合計120万ha)の追加的な森林整備(間伐)が必要。

○育成林を中心として資源の充実

利用可能な高齢級のものが、10年後には育成林の約6割に

○木材自給率が上昇

H16:18.4% → H17:20.0%(好転)



今が、森林の整備・保全をすすめ、地球温暖化を防止し、また、森林・林業・山村の再生を図るチャンス

○国民の多様なニーズへの対応

花粉症対策や良好な景観形成、生物多様性の確保、鳥獣被害対策などの国民の森林へのニーズが多様化

目 標

① **毎年55万ha、計330万haの間伐を推進**
(京都議定書森林吸収目標の達成)

<育成林1140万haの状況>

間伐対象外年齢級 約210万ha

>奥地等間伐当面困難 約200万ha

**2007~12年の
6年間に間伐**

約330万ha

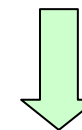
当面間伐必要なし
(既に適正な状況)

約400万ha

間伐対象森林
約8割を適正な状況に

② **更に、100年先を見据え長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化等多様な森林づくりを推進**

「美しい森林づくり」により「美しい国づくり」に寄与



○運動の内容

幅広い国民の理解と協力のもと、関係府省庁の連携を図り、①国産材利用を通じた適切な森林整備 ②森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり ③都市住民、企業等幅広い森林づくりへの参画を総合的に推進

・取り組みの内容

◎不在村森林所有者(327万haを所有)に対する「自分の山再発見運動」の呼びかけ

◎民間企業に対する協力の呼びかけ

- ・社内外ボランティアの森林づくりへの参加
- ・自社保有林の整備による森林づくりの推進
- ・基金等を活用した森林づくりへの参加

◎NPOと連携した取組

- ・森林ボランティア活動への国民参加の呼びかけ
- ・森林環境教育の推進

◎農山村地域における森林所有者への働きかけ

- ・自己所有林の現状把握と具体的施業計画の策定
(森林整備地域活動支援交付金の活用)

◎農山村住民への働きかけ

- ・里山整備の推進

◎「木づかい運動」の推進

- ・国産材利用の拡大

○関係府省庁の連携強化

・「美しい森林づくりのための関係閣僚による会合」

- ・官房長官主催により必要に応じ開催、運動の基本的方針を確認・了承

→ 政府全体で取組むメッセージを国民に発信

・局長級の連絡会議、課長級の幹事会

を開催し、進捗状況を確認しながら運動を展開

○官民一体となった運動

・各界(経済界、NPO、地方自治体、農林水産業界等)の代表からなる「全国推進会議」を設置

・民間主導による都道府県等、地方レベルの組織づくり

(シンポジウムの開催、指導者の養成、民間サポーターの組織化等)

「美しい森林づくり推進国民運動」の当面の活動方向

(参考)

		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月以降
				・緑の式典 (27日)	・みどりの感謝祭 (12日)	・全国植樹祭 (24日)		木づかい推進月間 (10月)
				←(みどりの月間)→				
政府の取組	美しい森林づくりのための関係閣僚による会合	関係閣僚会合開催(2月23日) 運動全体の基本方針の了承						
	「美しい森林づくり推進国民運動」に関する関係省庁連絡会議		○連絡会議等開催 関係省庁の具体的取組内容の了承(3月29日)				[関係省庁の取組の展開、進捗状況の確認]	→
	政府広報等			集中広報期間(4~6月) (マスメディア、広報誌等の活用、政府広報)				
民間主導の取組	美しい森林づくり全国推進会議							
	美しい森林づくり都道府県推進会議						[各界の取組を展開]	→
農林水産省内の取組	「美しい森林づくり推進国民運動」推進本部	○推進本部開催(2月20日)	○第2回推進本部開催(3月8日)	国民運動に関する当面の展開方向の決定				
				公募によるキャッチフレーズの募集(3月中旬~)				
				省幹部による全国キャラバンの実施				→

「美しい森林づくり」の実現に向けて

平成19年2月23日
美しい森林づくりのための
関係閣僚による会合

日本は、森林が国土の3分の2を覆う、世界有数の緑豊かな森林国です。この森林を守り育てることは、未来に向け、国土を守り、豊かな水を育み、良好な地球環境を形成し、様々な生物を保全することにつながり、今生きている私たちの使命です。また「美しい国、日本」の礎ともなります。

しかし、今、我が国の森林は危機的な状態となっています。森林を支える林業・山村の元気がなくなり、残念ながら間伐などの手入れが不足している森林が増えています。決して、美しい森林とは言えない状況です。

近年、局地的な豪雨が頻発し、各地で山が崩れる等の災害が発生するなど、かけがえのない森林の機能の低下が危ぶまれています。

また、花粉の発生を少なくするため、きちんと手入れを行い、スギやヒノキの森林を広葉樹などの森林へ導くことも大切なことです。

このような中で、かけがえない森林を守り育て、地球温暖化の防止にも貢献していくためには、森林づくりへ国民の皆様が大勢参加していただくことや、間伐材等の木材を生活の中で活かしていただくこと、そして、山村を生き活きとした地域に再生していくことといった取組を進めていく必要があります。

本日、別紙のとおり「美しい森林づくり推進国民運動」の展開について」を関係閣僚間で確認し、政府一体となって美しい森林づくりの実現に向けた取組を進めていくことといたしました。

我が国には、古来より「木の文化」があります。日本人は暮らしの中に森の恵みを取り込み、そして、豊かな森林を育ててきました。あなたの手が森林を育むのです。

国民の皆様とともに、森林づくりへの参加や木を使うといった運動を展開し、緑豊かな美しい国土を子々孫々まで伝えていきたいと考えています。

「美しい森林づくり推進国民運動」の展開について

平成19年2月23日
美しい森林づくりのための
関係閣僚による会合

1 趣旨

森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性保全等の公益的機能を有しており、国土の3分の2を占める森林を適切に整備・保全する「美しい森林づくり」を進めることは、「美しい国創り」の礎となるものである。

しかしながら、近年の林業採算性の悪化や山村の活力低下に伴い、間伐等が行われず森林の公益的機能の低下が懸念される状況となっている。このような中で、森林の公益的機能の発揮を図るためには、特に森林の4割を占める育成林について、適切な間伐を実施した上で広葉樹林化等多様な森林への誘導を進めていく必要があり、このことは花粉症対策の面からも有用である。

一方、我が国の森林資源は、戦後築き上げてきた育成林を中心に利用可能な状況になりつつあり、国際的に木材需要が増大しているなか、今が、適切な間伐等の推進による整備・保全と国産材の利用拡大を通じた森林・林業の再生を図っていくチャンスである。

このため、関係府省庁の連携を図り政府一体となって、「美しい森林づくり」に向けて適切な森林の整備・保全、国産材利用、担い手・地域づくりなどの取組を、幅広い国民の理解と協力のもと総合的に推進していく。

2 運動の目標

幅広い国民の理解と協力を得て以下を推進。

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
(これによって、間伐対象齢級育成林の約8割が適正な状態となり、多様で健全な森林づくりに向けた基礎が確立。)
- ② 更に、100年先を見据え広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進
(花粉症対策、良好な景観形成、生物多様性の確保、鳥獣被害対策など多様な国民のニーズに対応した森林を形成)

3 目標を達成するための取組内容

目標を達成するため、次の内容について関係省庁が連携して推進する。

- (1) 木材利用を通じ適切な森林整備を推進する緑豊かな循環型社会の構築
生産サイドの構造改革を進めるとともに、木材利用の推進を図ることによって、間伐等の採算性を高め、適切な森林整備を進める。
 - ① 所有者への施業提案等による施業の集約化、高性能林業機械と路網整備の組合せによる低コスト作業システムの普及・定着、流通の効率化や製材・加工の大規模化等を推進することによって、品質・性能の確かな木材製品の安定供給に向けた木材の生産・流通体制の構造改革を図る。
 - ② 住宅分野、エネルギー分野、公共工事等での木材利用の推進を図る。また、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発、消費者重視の新たな市場の形成と拡大、木の良さの普及等の取組を推進する。

(2) 森林を支える生き生きとした担い手・地域づくり

森林整備・保全の担い手の確保・育成、山村地域の活性化を図ること等によって、適切な森林整備・保全を推進するための条件整備を進める。

- ① U・J・Iターン者を含む森林整備・保全に意欲を有する者に対する研修等を推進することによって、将来にわたって地域の森林整備・保全を担う人材の確保・育成を図る。また、今後増加する定年退職者等のふるさと回帰に向けた取組と連携した森林整備・保全への担い手の確保・育成を進める。さらに、森林整備・保全の推進と併せ、境界の整備など森林管理の適正化を図る。
- ② 優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を保全するとともに、これらを幅広く活用した新たな産業の創出や魅力ある地域づくり、山村地域の生活基盤の整備や定住者の受入体制の整備等を推進することによって、山村地域の活性化を図る。

(3) 都市住民・企業等森林づくりへの幅広い参画

森林所有者のみならず、都市住民・企業等幅広い主体による森林づくりを推進する。

- ① 企業やNPO、都市住民等によるボランティアな森林づくりを促進するとともに、森林を活用した環境教育や森林セラピー、身近な里山林の保全・利用活動等を通じた国民の森林に対する理解の醸成等を図ることによって、森林整備・保全への幅広い参画を進める。
- ② 森林所有者による適切な森林経営を推進するとともに、私有林、公有林、国有林の各主体間の連携を図り、地域毎に効率的な森林経営を推進する。

4 推進体制

このような取組を効果的かつ円滑に推進していくため、関係府省庁の局長級の連絡会議、課長級の幹事会を設置し、運動の推進状況を適時確認していくこととする。また、民間主導の全国レベルの推進会議の開催等を通じて、幅広い関係者による国民運動を展開していく。

「美しい森林づくり推進国民運動」関係各省庁の具体的取組について

平成 19 年 3 月 29 日
「美しい森林づくり推進国民運動」
に関する関係省庁連絡会議

「「美しい森林づくり推進国民運動」の展開について」（平成19年2月23日 美しい森林づくりのための関係閣僚による会合）に基づき、政府一体となって「美しい森林づくり」を推進していくため、別添の「関係各省庁が行う具体的な取組について」に掲げる事項について、関係省庁の連携のもと具体化に向けた取組を進めていくこととする。

また、現在、民間主導の全国レベルの推進会議の開催等に向けた取組が進められているところであり、これらの取組と連携し官民一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を図ることとする。

なお、連絡会議においては、今後、関係各省庁が行う具体的な取組について、状況を適宜確認し、その着実な推進を図るとともに、必要に応じて内容の見直しや追加を行うこととする。

「美しい森林づくり推進国民運動」関係各省庁の具体的取組内容

省庁名	関係省庁の連携施策例	具体的取組内容
各省共通事項	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材を使用した紙製品（封筒、印刷用紙、カートカンなど）や事務机など木製品の利用の推進 ・ 関係団体や地方支分局を通じた運動参加への呼びかけや各種イベントへの協力（後援など）等を通じ、民間主導の中央・地方レベルの推進会議の取組との連携の推進
内閣官房 （地域再生）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域再生等地域活性化施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域再生総合プログラムを活用し、関係府省が連携した施策による総合的な地域活性化の取組を支援
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設での木材利用等地域における森林づくりに向けた地方公共団体への呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「美しい森林づくり国民運動」における国の取り組みについて、地方公共団体への紹介、呼びかけを実施 また、関係会議などで、木材の利用促進等について、協力を要請
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境教育や学校施設における木材利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における森林環境教育等に係る特色ある体験活動の支援 ・ 子どもたちの豊かな人間性を育むため、森林総合利用施設や国有林等の森林を活用した体験活動や体験型環境学習を実施 ・ 学校施設の木造・木質化のための国庫補助の実施、事例集・手引書の作成 ・ ふるさと文化財の森システム推進事業の実施による、文化財建造物の保存のために必要な植物性資材の安定確保等
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備にかかる雇用対策での連携 ・ 医療施設や社会福祉施設等における木材利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに林業への就業を希望する求職者に対する実地講習や職業相談等からなる「林業就業支援事業」等を実施し、林業就業への意識の明確化を図り、林業への円滑な就業を支援 ・ 児童福祉施設等について、都道府県、市町村が作成する整備計画に木材の積極的活用を図るものを優先的に盛り込むことによる木材利用の推進 ・ 高齢者施設について、市町村が作成する整備計画に木材の積極的活用を図るものを優先的に盛り込むことによる木材利用の推進 ・ パンフレットの活用等、医療施設における木材利用の利点等の普及啓発
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業におけるボランティアな森林づくり ・ エネルギー分野における木材利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の社会的責任（CSR）活動の一環等として行う森林づくりの推進の呼びかけ ・ 「バイオマス・ニッポン総合戦略」を踏まえ、未利用バイオマスの利用や、バイオマス資源を高効率に利用するための技術開発や実証試験などを行い、バイオマスの利活用を推進

省庁名	関係省庁の連携施策例	具体的取組内容
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅分野や公共工事等における木材利用 ・観光行政との連携 ・国土調査との連携 ・建設業の新分野進出促進施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的木造軸組工法の性能検証による、木造建築物を建てやすい環境整備の推進 ・地域材を活用した木造住宅生産体制の整備や大工技能者育成等への支援、地域住宅交付金による地域の木造住宅振興施策に対する支援の推進 ・公共工事において引き続き適切に木材の利用を推進 ・美しい森林めぐりや植林イベント等、地元関係者等による地域の森林資源を生かしたグリーンツーリズム商品について、旅行業者との連携強化の仕組みづくりなどにより、その開発・流通促進を支援 ・地権者の高齢化や不在村化、森林の荒廃等により、基本的な現況の把握すら困難となってきた山村地域において、簡易な手法により森林の概ねの境界を保全することにより、今後の地籍調査の円滑な実施 ・森林づくりへの地域の中小・中堅建設業の能力の活用
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園施設等への木材利用 ・生物多様性保全や地球温暖化防止等の環境行政との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園等における公園利用施設における木材利用及び非木造施設の内装への木材利用の推進 ・地方公共団体が主体となる国定公園等の事業における木材の積極的な使用についての要請 ・保全管理の実践、再生整備の実施、普及啓発等の取組を行う「里地里山保全・再生モデル事業」を通じ、全国各地の様々な主体による里山保全を促進 ・自然と親しむ行事や国立公園等での「子どもパークレンジャー事業」等森林地域を含めた自然の環境教育等の取組や、自然公園指導員等自然とのふれあいを支える人材の育成等の推進 ・エコツーリズムのより一層の普及・定着に向けた展開を図るため、エコツーリズムに関する普及啓発、ノウハウ確立、人材育成等の総合的な取組の推進 ・地域に即したバイオマス利用技術等について、開発・実用化を戦略的に推進するとともに、森林による吸収など、各種温暖化施策の効果を評価するための手法開発等

省庁名	関係省庁の連携施策例	具体的取組内容
農林水産省	—	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣を本部長とする推進本部を省内に設置し、 <ul style="list-style-type: none"> ① 民間主導の中央・地方レベルにおける推進体制の整備 ② 政府広報とも連携した戦略的な広報活動の推進 ③ 省幹部による全国キャラバンの実施やシンポジウムの開催 ④ 公共土木工事における間伐材等木材の利用や補助事業における補助対象施設の木造化など、農林水産省木材利用拡大行動計画に基づき、木材利用拡大の推進 ⑤ 木づかい推進月間（10月）におけるシンポジウムの開催など「木づかい運動」の推進 ⑥ 様々な主体への森林づくりの参画について呼びかけの推進 ・間伐等森林整備予算への重点化や農林水産省関係事業一体となった森林づくりの推進 ・木材の生産・流通構造改革の推進による林業・木材産業の再生等

「美しい森林づくり推進国民運動」に関する当面の展開方向

平成19年3月
農林水産省

1 国民運動の目標及び運動期間

平成19年2月の「美しい森林づくりのための関係閣僚による会合」(以下「閣僚会合」という。)において確認された基本方針に基づき、幅広い国民の理解と協力を得て以下を推進する。

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
- ② 更に、100年先を見据え広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進

2 国民運動の推進に向けた体制整備

- (1) 農林水産省「美しい森林づくり推進国民運動」推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、「美しい森林づくり推進国民運動」(以下「国民運動」という。)の効果的かつ戦略的な展開を図るための省内連携体制を整備する。
- (2) 閣僚会合における確認事項に基づき、関係府省庁の局長級の連絡会議、課長級の幹事会を早急に組織し、政府一体となった連携体制を整え、るとともに、この会議を随時開催し、進捗状況を確認していく。
- (3) 官民一体となった運動を推進するため、民間主導により、各界(経済界、NPO、地方自治体、農林水産業界等)の代表からなる全国レベルの推進会議を6月に開催するとともに地方レベルの推進会議を順次立ち上げていく。

3 国民運動の具体的取組の展開

国民運動は、みどりの月間(春期:4月15日～5月14日)、木づかい推進月間(秋期:10月1日～10月31日)を集中推進期間として展開することを基本とする。なお、19年度については国民運動の初年度にあたることから、春期の集中推進期間を6月末までとし、国民各層への浸透を図る。

(1) 戦略的な広報活動の実施

国民運動の分かり易いキャッチフレーズを募集、選定し、パンフレット、チラシなど様々な媒体に使用し、国民運動の認知度を高める。

また、政府広報とも連携し、広報誌、TVへの農林水産大臣等省幹部の出演、「美しい森林づくり推進国民運動」サイトの立ち上げ及び官邸HPとのリンクの設定、民間による応援組織の設置等によりこの運動への幅広い層からの参加を求めている。

(2) 農林水産省幹部による全国キャラバンの実施

地方における国民運動の普及推進、地方レベルでの推進組織の立ち上げ等を進めるため、省幹部による全国キャラバンを3月以降順次実施する。

(3) シンポジウムの開催

緑化運動や木づかい運動とも連携を図りつつ、全国及び地方においてシンポジウムを開催し、国民運動への理解と協力を求めている。

(4) 森林づくり指導者の養成

ボランティア団体等を対象とした研修を実施する。また、森林ボランティアの技術認定を行う民間主導の取組を支援する。

(5) 不在村森林所有者への呼びかけ

不在村森林所有者に対して、パンフレット、ダイレクトメールの発送、「ふるさと森林会議」の開催等により森林施業の働きかけを行う。

(6) 民間企業に対する協力の呼びかけ

関係省庁、関係団体等と連携体制を整備し、主要企業へ運動の趣旨を浸透する。さらに、推進会議で決定された役割分担を踏まえて、協力の働きかけを行う。

(7) 農山村地域での運動の展開(森林所有者や住民への働きかけ)

地方レベルの推進会議の設立準備と併行して、都道府県ごとに運動方針を策定する。これを踏まえ各地における取組を展開する。

(8) 森林ボランティアの呼びかけ・NPOとの連携強化

企業、NPOの森林づくり活動を促進するため、各都道府県に仲立ちを行う支援組織を立ち上げるとともに、政府広報等を活用し森林ボランティア活動への参加呼びかけを行う。また、シンポジウムを通じた国民への呼びかけ、森林環境教育に取り組む。

(9) 「緑の募金」活動の展開

「みどりの月間」中に開催する行事等において、春期及び秋期の「緑の募金」活動を行い普及啓発を図る。

(10) 木づかい運動の展開

みどりの月間、環境月間(6月)等のイベントでの木づかい運動のPRを行うとともに、7月の木材利用推進全国会議の開催、木づかい推進月間(10月)におけるシンポジウムの開催等運動の展開を図る。